

学校で「もぎさい」プロジェクト企画検討部会の設置について

令和 3 年 1 2 月 1 5 日

1 趣旨

法教育推進協議会に「学校で「もぎさい」プロジェクト企画検討部会」（以下「部会」という。）を設置する。

2 目的

令和 4 年 4 月から、新設科目の「公共」を含む高等学校の新学習指導要領が年次進行で実施されることに加えて、裁判員に選任される年齢が 1 8 歳以上とされる。これを踏まえ、学校現場に対し、学習効果の高い模擬裁判の実施方法を提供するため、小学校、中学校及び高等学校における模擬裁判を行う意義やその位置付けを整理・検討した上で、それぞれの段階に応じた、授業に取り入れやすい模擬裁判の教材を作成するとともに、その周知方法等について検討する。

3 構成員

部会の構成員は別紙のとおりとする。

4 運営

- (1) 部会の庶務は、法務省大臣官房司法法制部司法法制課が行う。
- (2) 部会の検討結果は法教育推進協議会に報告する。
- (3) 部会が作成した教材の著作権（著作権法（昭和 4 5 年法律第 4 8 号）第 2 1 条から第 2 8 条までに規定する権利をいう。）は、国に帰属させる。

(別紙)

座長

高 橋 直 哉 中央大学大学院法務研究科教授

委員

浅 葉 義 浩 法務省刑事局付
石 本 由布子 茨城県立並木中等教育学校教諭
磯 山 恭 子 文部科学省初等中等教育局教育課程課教科調査官
(元静岡大学教育学部教授)
賀 嶋 敦 最高裁判所事務総局刑事局付
加 藤 潤 弁護士・日本弁護士連合会市民のための法教育委員会事務局次長
加 納 隆 徳 秋田大学教育文化学部講師
木 村 法 子 小金井市立南小学校主任教諭
窪 直 樹 練馬区教育委員会指導主事
栗 田 理 史 法務省大臣官房司法法制部付
三 枝 悠 平 立川市立立川第三中学校教諭
柴 田 康 弘 福岡教育大学附属小倉中学校教諭
成 瀬 剛 東京大学大学院法学政治学研究科准教授
野 口 宏 志 文部科学省初等中等教育局教育課程課課長補佐
橋 本 康 弘 福井大学学術研究院教育・人文社会系部門教授
山 下 孝 之 千代田区立九段中等教育学校教諭